

Actus Newsletter(資産税)

「相続時精算課税」と「暦年課税」のポイント



相続時精算課税制度は、令和 5 年度税制改正により基礎控除額 110 万円が設けられるなど、使いやすさが向上しております。令和 6 年中の適用件数は、前年比で約 1.6 倍に増加しております。そこで、今回は、相続時精算課税制度と暦年課税制度の概要を比較しつつ、それぞれの制度のメリットとデメリットを確認します。

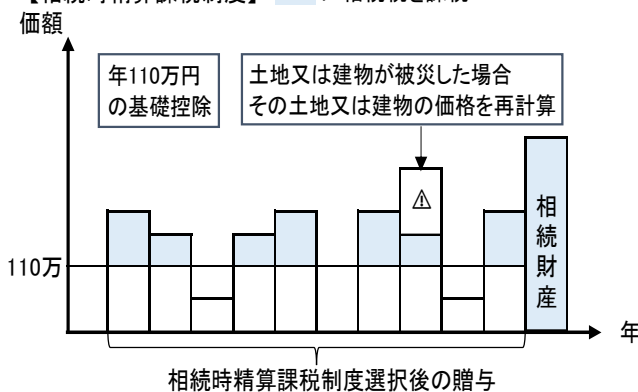
■ 相続時精算課税制度と暦年課税制度の比較

相続時精算課税制度は、原則として 60 歳以上の父母、祖父母等から、18 歳以上の子、孫等に対し贈与した際に選択できる制度で、贈与額は毎年の基礎控除 110 万円に加え、特別控除 2,500 万円までは課税されず、2,500 万円を超えた際には一律 20%の贈与税が課されます。主な制度概要と暦年課税制度の比較は下表の通りです。

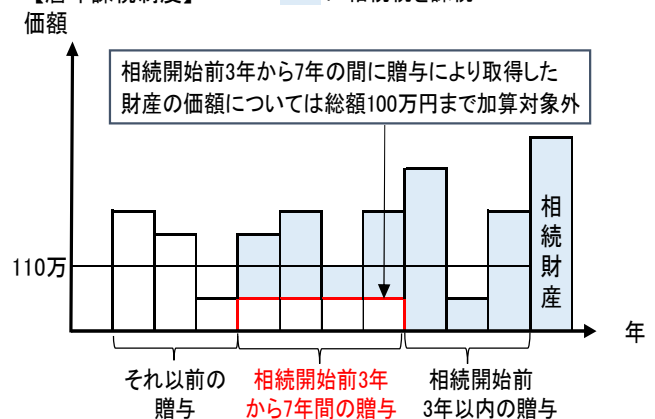
項目	相続時精算課税制度	暦年課税制度
贈与税	(評価額－基礎控除 110 万円 －特別控除 2,500 万円(※)) × 20% ※1 人の贈与者につき、累計 2,500 万円まで	(評価額－基礎控除 110 万円) × 10～55% ※税率は、評価額に応じた累進税率
適用要件 手続	・贈与者：贈与年 1/1 で 60 歳以上の父母、祖父母等 ・受贈者：贈与年 1/1 で 18 歳以上の子、孫等 ・所定の届出書を贈与税申告期限内に提出	制限なし
相続財産 の加算等	・適用後は経過年数に関係なく贈与時の評価額で相続財産に加算する ・但し、年間 110 万円までについては加算不要 ・既に納付した贈与税について還付される場合がある	・相続・遺贈による財産の取得者が相続開始前 7 年以内に受けた贈与は相続財産に加算する ・但し、相続開始 3 年から 7 年以内の期間の贈与のうち、総額 100 万円までについては加算しない

《各制度における相続財産の加算イメージ》

【相続時精算課税制度】 に相続税を課税



【暦年課税制度】 に相続税を課税



(出典：国税庁「令和5年度相続税及び贈与税の税制改正のあらまし」を参考に作成)

■ 相続税精算課税制度と暦年課税制度のメリット、デメリット

各制度には、それぞれ特長がありますので、以下にメリットとデメリットを整理しました。

項目	相続時精算課税制度	暦年課税制度
メリット	・110 万円までは相続税、贈与税ともに申告不要 ・特別控除 2,500 万円までは贈与税がかからない ・資産が値上がりした場合も贈与時の評価額となる	・年間 110 万円までは贈与税の申告不要 ・相続・遺贈による財産の取得者への相続開始前 7 年超の贈与は相続税の課税対象にならない
デメリット	・一度選択すると、その贈与者と受贈者間での贈与は、暦年課税制度に戻ることができない ・資産が値下がりした場合も贈与時の評価額で相続税に加算(災害等の場合は再計算の規定あり)	・贈与税の税率が高い(累進税率、最大 55%) ・相続・遺贈による財産の取得者への相続開始 7 年以内の贈与は相続税の課税対象になる ・複数人より贈与を受けても基礎控除は 110 万円

■ 相続時精算課税制度のその他の留意点

相続時精算課税制度を適用して住宅取得等資金を贈与する場合には、贈与者は 60 歳未満の父母、祖父母等も適用範囲となり、また住宅取得等資金の贈与税の非課税と併用できるため、最高 3,610 万円まで贈与税は課税されずに贈与することが可能です。一方、相続時精算課税制度を適用して土地を贈与する場合には、相続時に土地は相続財産とみなされず、小規模宅地等の評価減の特例が適用できないので注意が必要です。さらに、贈与によって、新たに登録免許税や不動産取得税の負担が生じることとなりますので、ご留意ください。

相続のことなら アクタスにおまかせください

アクタスサービスラインナップ

相続税の申告支援業務

相続税申告

申告期限は10か月です。
年間100件以上の申告実績がある
アクタスが丁寧に対応します。

税務調査 1% 未満

適正な申告書作成はもちろんのこと、
書面添付制度の導入により税務調査の
対策を随時おこなっています。

スピード対応

ご依頼から申告までをスピーディ
に対応し、税金の不安をいち早く
解消させます。

相続事前対策業務

簡易診断

お持ちの財産について、概算での
評価と相続税を計算し、現状を分
析します。

遺言書作成支援

「相続」が「争続」とならないよ
う自筆証書遺言や公正証書遺言の
作成を支援します。

事業承継対策

親族承継や親族がい承継、M&A
まで含め、様々なパターンによる
事業承継をサポートいたします。

相続後のご相談

二次相続節税支援

生前贈与や贈与税の特例制度を活
用した節税、保険加入や不動産の
提案など様々な節税対策を支援し
ます。

不動産売買支援

相続により取得した不動産の売却
を支援します。

譲渡所得／ 不動産所得対応

相続手続き後の確定申告作業まで、
担当した税理士が対応します。

お気軽にご相談ください。初回の相続相談は **無料** です！